

令和6年度 公文書開示状況（令和6年6月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 4. 4	R6. 6. 3	不正受給事案や現業員等による不正等が発生した際における速やかな報告等について（平成24年11月 9 日付24福保生保第634号）	15	1															福祉局生活福祉部保護課
2	R6. 4. 4	R6. 6. 3	生活保護に関わる事件事故報告（速報版）（令和5年6月29日） 現業員等による不正事案報告書（速報版）（令和5年6月29日） 生活保護に係る不正事案報告書（2）（令和5年7月19日）	13		1					1				1				（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （7条6号）事件に対する職員の反応に関する情報であって、公にすることにより、職員の率直な意見吐露が妨げられ、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）職場外で行われた事情聴取に関する情報であって、公にすることにより、職員の率直な意見吐露が妨げられ、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課
3	R6. 4. 4	R6. 6. 3	生活保護に関わる事件事故報告（速報版）（令和5年8月16日） 現業員等による不正事案報告書（速報版）（令和5年8月16日）	3		1					1				1				（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （7条6号）警察との連携状況に関する情報であって、公にすることにより、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）事件発覚直後の職員の対応に関する情報であって、公にすることにより、職員の率直な意見吐露が妨げられ、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課
4	R6. 4. 4	R6. 6. 3	生活保護に関わる事件事故報告（速報版）（令和6年2月12日） 現業員等による不正事案報告書（速報版）（令和6年2月12日）	3		1					1				1				（7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （7条6号）警察との連携状況に関する情報であって、公にすることにより、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号）事件発覚直後の職員の対応に関する情報であって、公にすることで、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課
5	R6. 4. 4	R6. 6. 3	困難女性支援法に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）ただし、請求人が取得済みのものは省く。困難女性支援法に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）ただし、請求人が取得済みのものは省く。	269	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課
6	R6. 4. 5	R6. 6. 4	（1）東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会（第4回）議事録 （2）東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会（第5回）議事録 （3）東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会（第6回）議事録	106		1						1			1				・ 条例第7条第3号に該当 ・ 条例第7条第6号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R6. 4. 24	R6. 6. 5	〇〇の技術提案書 他 5 件分 〇〇の技術審査点結果（採点表）他 6 件分	1		1						1			1				・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局生活福祉部企画課
8	R6. 4. 24	R6. 6. 5	〇〇が獲得した価格点の計算過程（入札価格等、価格点を算出するために必要な数字が記載されたもの）					1											当該公文書は、作成又は取得していないため、存在しない	福祉局生活福祉部企画課
9	R6. 4. 10	R6. 6. 7	5 福祉子育て第104号の不開示決定通知書に関わる決裁書、及び決定に関わる過程で作成された資料一式。	313		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
10	R6. 4. 30	R6. 6. 7	令和 5 年度東京都若年被害女性等支援事業実施要綱に定める守秘義務に反して交付団体でもない第三者にすぎない〇〇〇〇の〇〇〇〇が事業当事者以外知り得ない情報をポストしている。第三者が当該事業の情報取得に用いた開示請求以外の手段に関する一切の文書。						1	1									・ 条例第 7 条第 2 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
11	R6. 4. 30	R6. 6. 7	令和 5 年度東京都若年被害女性等支援事業は実施要綱第 5 条（3）で個人や業務上知り得た情報の守秘義務を交付団体に課している。しかし、〇〇〇〇の〇〇〇〇が当該事業に関して事業当事者以外知り得ない情報をポストしている。当該事業に関して交付団体又は関係機関連携会当事者以外の第三者と都が協議、取得又は交付した一切の文書・メール（議事録やアポ取り等含む）。						1	1									・ 条例第 7 条第 2 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
12	R6. 5. 1	R6. 6. 10	令和 5 年度東京都若年被害女性等支援事業実施要綱に定める守秘義務に反して交付団体でもない第三者である〇〇〇〇の〇〇〇〇が事業当事者以外知り得ない情報をポストしている。このような情報漏えいに対して交付団体に都が実施した指導、注意、処分等に関する一切の文書・メール						1	1									・ 条例第 7 条第 2 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
13	R6. 5. 27	R6. 6. 10	令和 4 年度指定障害児通所支援事業所説明会にて、「資料 3 障害児通所支援事業者の事業運営に関する留意事項について（令和 5 年度省令改正・変更事項）」として配信したプレゼンテーションの音声付データ並びに文字原稿の写し（令和 5 年 3 月 1 日～ 3 月 31 日オンライン配信）					1											当該文書は令和 4 年度に作成された保存期限 1 年未満の文書であるため、令和 5 年 3 月 31 日までオンライン配信した後廃棄済みであり、現在は存在しないため。	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
14	R6. 4. 15	R6. 6. 14	令和 6 年 3 月 26 日に地裁判決が言い渡された「東京地方裁判所令和 5 年（行ウ）第 374 号事件」の東京都が控訴をするまでに作成・取得された資料のすべて	5		1					1								・ 条例第 7 条第 2 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
15	R6. 6. 4	R6. 6. 17	生活保護に関わる事件事故報告（速報版）（令和５年６月29日） 現業員等による不正事案報告書（速報版）（令和５年６月29日） 生活保護に係る不正事案報告書（２）（令和５年７月19日）	13		1					1				1				（７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため （７条６号）事件に対する職員の反応に関する情報であって、公にすることにより、職員の率直な意見吐露が妨げられ、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （７条６号）職場外で行われた事情聴取に関する情報であって、公にすることにより、職員の率直な意見吐露が妨げられ、生活保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局生活福祉部保護課
16	R6. 4. 18	R6. 6. 17	患者意向調査の結果 転退院希望者の状況	10		1					1			1	1				東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。 東京都情報公開条例第 7 条第 5 号に該当 当該公文書は都の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であるため、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により、行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 東京都情報公開条例第 7 条第 6 号に該当 当該公文書は都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため。	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
17	R6. 4. 18	R6. 6. 17	東京都が把握している〇〇〇〇入院患者のうち、2023年 7 月時点と、2024年 4 月（もしくは 3 月）時点のそれぞれについて、以下に示す人数、およびそれが分かる資料。 (1) 生保対象者の人数と、それ以外的人数 (2) 東京都23区・市、各県の区・市別における人数（生保対象者と、それ以外別に）					1											実施期間において、請求者が求める情報に係る文書を作成し、又は取得していないため。	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
18	R6. 6. 7	R6. 6. 17	特別養護老人ホームにおける施設別の定員、入所者数、入所率一覧及び特別養護老人ホームにおける区市町村別の定員、入所者数、入所率一覧 ※対象期間は2023年度	1	1															福祉局高齢者施策推進部施設支援課
19	R6. 4. 24	R6. 6. 21	とうきょうママパパ応援事業における令和 4 年度実績報告書			1					1								・ 条例第 7 条第 2 号に該当	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
20	R6. 4. 24	R6. 6. 21	とうきょうママパパ応援事業における令和 5 年度変更交付申請書、東京都出産・子育て応援事業における令和 5 年度 1 月分から 3 月分の区市町村別ポイント交換実績（ただし、事業者印影は除く）	1978	1															福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
21	R6. 6. 14	R6. 6. 28	令和 3 年度業績ヒア調書 令和 4 年度業績ヒア調書 令和 5 年度業績ヒア調書	3		1					1				1				個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。 公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局総務部職員課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
22	R6. 4. 30	R6. 6. 28	令和 5 年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者 5 団体が提出した実施要綱第 5 条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない（令和 5 年12月28付 5 福祉子育第1865号及び令和 6 年 4 月19日付 6 福祉子育第263号により開示を決定した文書以外に作成・取得した文書は存在しない）	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
23	R6. 5. 1	R6. 6. 28	令和 5 年度東京都若年被害女性支援事業の補助事業者 5 団体が提出した実施要綱第 5 条（１）に規定する一切の活動記録。返却した場合は記録の写し及び提出・返却の日時がわかる文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない（令和 5 年12月28付 5 福祉子育第1865号及び令和 6 年 4 月19日付 6 福祉子育第263号により開示を決定した文書以外に作成・取得した文書は存在しない）	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
24	R6. 5. 1	R6. 6. 28	2023年 3 月の東京都予算委員会において〇〇の資料要求に対して福祉保健局が提出した「東京都若年被害女性等支援事業における予算の検討経過」と題する資料に記載の令和 3 年度、4 年度の連携会議課長会の記録中、予算・事業費に関する部分	29		1									1				・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課